

## 会 議 録

- 1 会 議 名 令和4年度 第2回 北九州市自殺対策連絡会議
- 2 会 議 種 別 市政運営上の会合
- 3 議 題
  - (1) 開会
    - ・事務局挨拶
    - ・構成員紹介
  - (2) 報告事項
    - ・直近の自殺の動向について
    - ・国の自殺総合対策大綱の改訂について
  - (3) 協議事項
    - ・北九州市自殺対策計画の評価・見直し(第3回)(素案)について
- 4 開 催 日 時 令和4年11月14日(月)  
18時30分 ~ 19時30分
- 5 開 催 場 所 総合保健福祉センター 2階 講堂  
(北九州市小倉北区馬借1-7-1)
- 6 出席者氏名  
別紙「令和4年度第2回自殺対策連絡会議出席者」のとおり
- 7 議 事 概 要
  - (1) 開会
    - ア 事務局挨拶
      - ・事務局にて開会宣言を行った。
    - イ 構成員紹介
      - ・事務局にて構成員の紹介を行った。
  - (2) 報告事項
    - ア 令和4年上半期の自殺の状況について
      - ・令和4年の全国の自殺者数について、暫定値であるが、直近の10月20日

の発表によると、令和4年の1月から9月までの全国の自殺者数の累計は16,483人。令和3年の1月から9月の累計よりも314人（約1.9%）増加している。

- 男女別では、男性115人増加、女性64人増加となっている。
- 月別では、5月、6月、7月、9月について、それぞれの月別自殺者数が前年よりも増加している。
- 令和4年の北九州市の自殺者数について、暫定値であるが、3月に20人となった後、4月以降は増減を繰り返し、9月には再び20人となっている。
- 令和4年の1月から9月までの本市の自殺者数の累計は136人であり、令和3年の1月から9月の累計よりも1人（約0.7%）増加している。
- 男女別でみると、男性16人増加、女性15人減少となっている。

#### イ 国の自殺総合対策大綱の改訂について

- 国の「自殺総合対策大綱」は、平成18年に自殺対策基本法が施行され、平成19年に初回の大綱が策定された。法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である。
- 大綱は、これまで5年毎に見直しが行われており、平成24年、平成29年の見直しに次いで今回で3回目となる。10月14日に閣議決定された。
- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前である令和元年の全国の自殺者数を比較すると、男性は38%、女性は35%減少しており、これまでの取組に一定の成果があったと考えられるが、一方では、依然として自殺者は年間2万人を超える水準で推移しており、コロナ禍で女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準になるなど、今後対応すべき新たな課題も顕在化している。
- このような状況を踏まえ、見直し後の大綱では、「1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「2 女性に対する支援の強化」「3 地域自殺対策の取組強化」「4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化」の4つを重点的に推進することとしている。
- 旧大綱からの主な変更点及び当面の重点施策について、資料のとおりである。

#### (3) 協議事項

北九州市自殺対策計画の評価・見直し（第3回）（素案）について事務局から説明を行った。

#### 8 会議経過（発言内容）

##### 【北九州市自殺対策計画の評価・見直し（第3回）（素案）について】

- 構成員： P16 について、自殺死亡率を30%減らすのは分かるが、「悩みやストレスをだれかに相談したり、助けを求めたりすることが恥ずかしいと思う方の割合が減少」について、すでに目標を達成しているが、現

状維持でよいのか。また、これはアンケートで市民が回答する割合のことなのか。

→事務局： 令和3年6月に開催した自殺対策連絡会議に報告した「こころの健康に関する実態調査」という、無作為抽出の調査での質問項目である。

・ 構成員： 時代的にも精神科の敷居というのは低くなってきたと考えられるため、もう少し高いハードルに変えてもよいのではないか。

→事務局： 検討させていただく。

・ 構成員： P12について、北九州市の年代別原因・動機構成割合の表があるが、20歳未満の原因について、「その他」が高い割合を示している。多様な原因があると思うが、その中で答えられる範囲でどのような原因・動機があるのか教えていただきたい。

→事務局： 「その他」に分類されているのは、「犯罪被害、犯罪発覚、犯罪被害、後追い、近隣関係、その他」である。高校生は、「その他」の中の「その他」となっており、これ以上は分からない。分かっている中では「孤独感」「犯罪発覚」等である。中学生は、「孤独感」「後追い」等がある。

・ 構成員： 「孤独感」については、オンライン授業等で学校に行けない状況等も影響していると感じたため、きめ細かい対応が必要と感じた。

・ 構成員： 高齢者が経済・生活問題について相談したい時は、地域包括支援センターが様々な問題に対してコーディネートしてくれるが、女性、若者・学生はどこに相談すればよいのか。

→事務局： 女性に関しては、「ムーブ」の中に女性に関する相談窓口があり、例えばDVや金銭に関すること等の様々な相談を受けている。区役所の中の「子ども家庭相談コーナー」でも家庭問題等を受けている。子どもに関しては、福岡県や国がSNSを使った相談窓口を開設しており、そこから相談機関につなげていく動きもあり、その事業に北九州市も連携している。例えば、県のLINE相談事業に名前を明らかにし、相談してきた子どもに対し、北九州市が関わり対応している。

・ 議長： 国の大綱の改訂内容については、今回の見直しで反映させることとなるのか。

→事務局： 国の大綱を踏まえて、本市の計画に盛り込める部分は盛り込んでまいりたい。

・ 構成員： 子どもの心の問題を扱える機関、施設、人員は足りているのか。小倉南区に総合療育センターがあるが、精神科医は1名体制だと聞いている。思春期についてきちんと診られる医師がいない。当大学病院でも1ヶ月待ちとなることもある。昔に比べて二極化しているだろうか。

→事務局： 総合療育センターについて、他部署が所管しているため詳しくはこの場では申し上げられないが、相談機関の立場としては、なかなか足りていないと認識している。なお、子ども総合センターや当センターにおいても、相談レベルということになるが、診察までの間の対応を

可能な範囲で行っているところである。

- 構成員： 今の話題に関連するが、今の特に高校生などは、最近、子ども自らが病院にかかりたいと言うケースが増えてきたと感じる。受診のハードルが下がっているということでもあるし、子どもたちがそういう病院があると認識できているということだろう。その後、どこに受診すれば良いかという問題がある。高校生、中学生は診察しないというところもある。市の対策としてアプローチしていく必要があるように思う。
- 事務局： 今回の評価・見直しにおいて具体的に盛り込むことが可能かどうかはあるが、検討してまいりたい。
- 構成員： 本日配布しているリーフレット「だれにでも、こころが苦しいときがあるから」について、今年度改訂を行った。13年前の初版では、「死」という言葉を使わずに作成していたが、学校現場の声などを盛り込み、今回、「死にたい」という言葉も盛り込んだ。
- 教育委員会： 現在、小学校5年生全員にスクールカウンセラーによる面接を行っている。このような取組が相談のハードルを下げている一つの要因とも考えている。これは全国的にも珍しい貴重な取組であり、子どもたちがカウンセリングを受けることを恥ずかしいこと、珍しいことではないと、ハードルが下がってきているのではと感じている。また、このハードルが下がると受け皿が必要となってくるという、次の段階の問題があるとも考えており、それについても考えてまいりたい。

相談体制の強化として、今年度5月に LINE 相談を開始した。登録件数は300名程度。数字については様々な捉え方があるとは思いますが、一定の効果があったものと考えている。1人でも救える命があるのであればという考えで、本事業を行っている。今後、関係機関にはご協力をお願いすることがあると思われるが、ぜひその際はご協力よろしくお願いしたい。

(その他)

- 事務局： グリーフケアコンサートの開催の周知を行った。また、自死遺族のための個別相談・法律相談等について事業内容を説明。

9 問い合わせ先 保健福祉局技術支援部精神保健福祉センター  
電話番号 093-522-8744